

## 農地法関係申請書類一覧表

申請区分	許可申請書	添付書類	備考
農地を農地として、売買・贈与・交換・貸借する場合	農地法第3条の規定による許可申請書  提出部数：3通 (譲受人が町外の場合は4通)	1 申請地の登記事項証明書 【必】 2 住民票の写し 3 定款又は寄付行為の写し 4 組合員名簿又は株主名簿の写し 5 貸借契約書の写し 6 その他	全部事項証明書に限る（申請前3ヶ月以内のもの） 登記事項証明書の所有者の住所と譲渡人の住所が違う場合 法人の場合 農地所有適格法人の場合 法人の場合（農地等を適正に利用していないと認められる場合に解除する旨の条件があること） ※必要に応じて、共有地における所有者全員の同意書、相続関係書類 固定資産証明 等
自分の農地を自分が農地以外に転用する場合	農地法第4条の規定による許可申請書  提出部数：3通	1 申請地の登記事項証明書 【必】 2 土地の地番を表示する図面(公図)【必】 3 転用候補地の位置図 【必】 4 施設の配置図 【必】 5 事業計画概要書 【必】 6 資力証明 【必】 7 貸付地関係の書類 8 他法令の許認可書等 9 取水、排水同意書 10 法人関係の書類 11 地方公共団体関係の書類 12 他法令の許認可書等  13 工程表 14 戸籍附表または住民票の抄本 15 太陽光発電施設関係書類  16 その他	全部事項証明書に限る（申請前3ヶ月以内のもの） 転用計画地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する 縮尺は1/1,000～1/10,000程度 縮尺は1/500～1/2,000程度 様式例第35号 預貯金通帳の写し、残高証明書、融資証明書、補助金の交付決定通知 等 貸借権等に基づく所有者・耕作者の同意書 他法令により許認可、届出等を要する場合 水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意 定款、寄付行為の写し、法人の登記事項証明書 等 用地取得、建設計画に係る議会の議決がなされていることを証する書面、関係部分の議事録、予算書等 農地法以外の法令等により許認可・協議等を要するものの認可書等の写し 転用許可後でなければ許認可・協議等が下りない場合は、その旨を事業計画書の他法令関係に明示する 工事が1年以上に及ぶもの、または一時転用の場合 土地登記簿の現住所が異なる場合（4条：申請者、5条：譲渡人） 連系承諾書(50kw以上)又は系統連系の技術検討の結果のお知らせ(50kw未満)の写し、 太陽光発電設備に係る設備認定通知書又は申請受付・承諾済であることが確認できる書面の写し、 施設の図面(配置図、立面図、求積図)、設置業者との契約書、発電シミュレーション資料、 設置業者から提供された資料(カタログ類など) 共有地における所有者全員の同意書、相続関係書類 等
所有権移転及び賃貸借・使用貸借の設定を伴う農地の転用をする場合	農地法第5条の規定による許可申請書  提出部数：4通	16 その他	
地目が農地で、現況が農地以外となってから20年以上経過しており農地に復元できない場合	非農地証明願  提出部数：2通	1 申請地の登記事項証明書 【必】 2 その他	全部事項証明書に限る（申請前3ヶ月以内のもの） 非農地であることの参考資料 等
農地の現状を変更する場合 (田に盛土し、畑にする場合等)	農地の現状変更届出書  提出部数：1通	1 申請地の位置図 【必】 2 土地の地番を表示する図面(公図)【必】 3 計画図(平面図・縦横断図) 【必】 4 同意書 4 その他	縮尺は1/1,000～1/10,000程度 計画地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する 縮尺は1/500～1/2,000程度 土地所有者以外のものが事業を実施したい場合 関係法令の許可書 等

※ 【必】の記載がある書類は必ず提出が必要な書類です。申請内容により、上記以外の添付書類を求めることがあります。

※ 申請地が地域計画に定める農地や農業振興地域の指定地の場合は、除外手続きも併せて必要となります。

※ 申請書は、毎月10日（土日祝日の場合はその直前の閏序日）までに提出してください。

※ 現状変更は、農地の条件を改善するためのもので、農地転用を前提とした盛土は認めません。工事完了後は耕作できる状態にしていただき、何らかの作物を作付けしていただきます。